

アダム・スミスの正義論と統治論

遠藤和朗

1. はじめに

近代的な個人が社会秩序を形成する論理を説く、スミス (Smith, Adam, 1723-90) 以前の学説としては、ホッブズ (Hobbes, Thomas, 1588-1679) やロック (Locke, John, 1632-1704) の社会契約説、ヒューム (Hume, David, 1711-76) のコンヴェンション (convention) 論などがある。

ホッブズとロックにおいて共通しているのは、市民社会の成立を合理的・論理的に説明することである。内容は異なるが共に自然状態や自然権を想定し、その自然状態の矛盾あるいは不便さを克服する道として、自然法の要請によって、契約による国家が成立し市民社会が創設されるというのである。つまり、両者においては、社会契約によって主権が成立したときに、市民社会の秩序は成立することになる。したがって、彼らの論理においては、社会における個人が主体的・自律的に相互的な道德秩序を確立して市民社会を形成するという道は閉ざされることになる。

ヒュームは、ホッブズやロックのいう社会契約説の「自然状態」を「哲学的虚構」(philosophical fiction) として斥け、コンヴェンション (convention) に基づく社会秩序の成立を主張する。コンヴェンションとは「共通利益の一般的な感覚」のことである。それは、各人の利益のために各人の利己心の自己抑制を促して結ぶ、社会の全構成員の慣習的とりきめであり、正義の法を成立させるものである。しかし、ヒュームの場合には、コンヴェンションに基づく正義の法の成立を前提に同感の原理に基づく正義の徳が論じられており、正義の法が正義の徳に優先させる論理をもつことになる。したがって、ヒュームの場合には、正義の法と正義の徳とは対立することなく一体化され、実定法批判としての正義の根拠を示すことはできなかったのである。正義の法の成立を前提に、その公共的効用に対する同感の結果として、正義の徳が論じられているのである。

スミスは、のちに詳しく述べるように、ヒュームと同様に社会契約説を批判するのであるが、同時にヒュームの正義論を批判することになる。スミスに至って、国家や政府の権力に頼ることなく、利己的な個人が互いに一定の道德(社会)秩序が成立するとする、市民社会の自律性が『道德感情論』において明らかにされることになる。その市民社会形成の原理が同感である。彼の課題は、倫理学と法学を明確に区別することである。すなわち、まず『道德感情論』において同感の原理に基づく自律的な市民的倫理の理論を確立して、「自然的正義」(natural justice) を導き、それに基づいた法体系を準備することにあつた。これは、ヒュームの正義論の構造と全く異なるところである。スミスは、道德としての正義と法としての正義を明確に区別し、正義とは何かという正義のあり方を追求したのである。

スミスにおいて、個人相互の同感現象の集積から導かれる「自然的正義」は、「すべての国

民の諸法をつらぬき、それらの基礎であるべき、一般的諸原理についての理論¹⁾」(TMS, p. 341, 訳(下) 399頁), すなわち自然法学(natural jurisprudence)の樹立を指向するものであるが、彼は、『道徳感情論』においては、これ以上のことは論じていない。しかし、実定法と自然法学の関連については次のように述べているのである。

「実定法の各体系は、自然法学の体系にむかっただけ、あるいは、正義の個別的諸規則の列挙にむかっただけ、多かれ少なかれ不完全な試みとみなしていい。正義の侵犯は、人びとが相互にけっして甘受しようとしめないものであるから、公共的為政者は、この徳の実践を強制するために、公共社会の力を使用する必要にせまられる。」(TMS, p. 340, 訳(下) 397頁)

この目的のために、民法および刑法がつくられ、そして裁判官が任命されるのであり、ここにスミスにおける法と統治の問題が生じることになる。この課題は主として『法学講義』や『国富論』において論じられることになる。

本稿では、『道徳感情論』における「自然的正義」の成立を踏まえて、それと法と統治の問題が、どのように関連付けられて展開されているのかを検討するとともに、『道徳感情論』第6版改訂と統治の問題との関わりについても考察することにした。

2. 「自然的正義」の成立

スミスは、『道徳感情論』において、自己と他人との調和をはかり、利己的個々人を社会へ統合する原理として同感を導いた。彼は、同感を人間行為のさまざまな道徳現象に適用して社会秩序を形成しようとしたのである。すなわち、他人の行為の道徳的判断や自分自身の行為の道徳的判断の集積から道徳上の「一般的諸規則」を導出し、それを「諸行為を方向づけることができる、唯一の原則」として尊重し遵守するところに、人間社会の存立が可能になることを明らかにしたのである。

「一般的諸規則」は、個々の同感現象の集積として形成されたものであるが、そのなかでも社会秩序にとってもっとも重要なのが「最高度に正確であり、諸規則自体とおなじように正確に決められうるようなもののほかに、なんの例外も調整も許さない」ところの正義の徳である。

1) 本稿で主として用いるスミスの文献は以下のとおりである。引用にあたっては文中に略記してページ数を表示し、あわせて邦訳の頁数も記すことにする。

① *The Theory of Moral Sentiments*, Edited by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Glasgow Edition, 1976. (TMSと略記する)。邦訳は水田洋訳『道徳感情論』(上)(下)岩波文庫, 2003年による。

② *Lectures on Jurisprudence*, Edited by R.L. Meek, D.D. Raphael, and P.G. Stein, Glasgow Edition, 1978. (LJ(A), LJ(B)と略記する)。邦訳はLJ(A): *Lectures on Jurisprudence: Report of 1762-63*, 水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳『アダム・スミス法学講義1762-1763』名古屋大学出版会, 2012年, 及びLJ(B): *Lectures on Jurisprudence: Report dated of 1766*, 水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年による。

③ *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Edited by R.H. Campbell and A.S. Skinner; textual editor W.B. Todd, Glasgow Edition, 2 vols, 1976. (WNと略記する)。邦訳は水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』1-4, 岩波文庫, 2000年-2001年による。

スミスによれば、「正義は、大建築の全体を支持する主柱である」から、人間社会存立の根本原理であり、それなしには社会の存在はありえないのである。したがって、正義の徳は、慎慮や慈恵の徳のように、その発動が個々人の思慮分別にまかされるのとは異なり、われわれ自身の意志の自由にまかされず、力づくで強制されてもよく、それへの侵犯は処罰の対象になる法の世界との関わりをもつものである。

「…正義の侵犯は侵害であって、それは、否認されるのが自然な諸動機から、ある特定の人びとにたいして、現実的で積極的な害をなすのである。したがってそれは、憤慨の、そして憤慨の自然的帰結である処罰の、正当な対象である。」(TMS, p. 79, 訳(上) 208頁)

こうして、正義は、道徳の領域と法学の領域との接点に位置づけられていることが明らかになった。スミスにとっては、道徳としての正義と法としての正義を明確に区別することが重要であった。すなわち、彼が『道徳感情論』において主題とした正義は、個々人の同感現象の集積の結果として形成される「自然的正義」であって、実定法の基礎をなす道徳の世界における正義に他ならなかったのである。

「実定法の諸体系は、さまざまな時代と国民における人類の諸感情の記録として、最大の権威にあたいするとはいえ、それでもけっして、自然的正義の諸規則の正確な諸体系とみなされることはできないのである。」(TMS, p. 341, 訳(下) 399頁)

見られるように、スミスは実定法と「自然的正義」を明確に区別するのであるが、ここにはヒュームの正義論に対する批判がこめられている。スミスの目的原因(final cause)と作用原因(efficient cause)とを区別せよという主張は、ヒューム正義論に対する批判である。すなわち、ヒュームの正義論は、はじめに正義の法がコンヴェンションによって確立した後、「公共的利益への同感」によって徳としての正義が成立するものとされていた²⁾。したがって、ヒュームの場合、正義の法と正義の徳は一体化していたのである。しかし、スミスの場合、道徳としての正義は、法としての正義の領域とは独立して、公共的利益=目的原因を意識しない個々人の同感現象の集積として導かれるものである。換言すれば、法を前提とすることなく個々人の道徳感情の世界=作用原因から生まれるのが道徳としての正義であり、実定法の正当性の根拠を人間本性に即して追求しようとしたものである。その論理が憤慨感情を支える同感の原理なのである。

「中立的な観察者の目には、企てられた不正、あるいはじっさいにおかされた不正にたいする、適切な憤慨だけが、われわれがなんらかの点でわれわれの隣人の幸福を害したり妨げたりするのを正当化しうる、唯一の動機である。他のどんな動機からでもそうすることは、それ自体が正義の諸法の侵犯である³⁾」(TMS, p. 218, 訳(下) 108頁)

2) ヒュームの正義論については、拙稿「効用(Utility)をめぐるヒュームとスミス」『東北学院大学論集経済学』104号、1987年、参照。

3) 『法学講義』においても同様のことが述べられている。

「侵害は当然、観察者の憤慨をかきたてるし、侵犯者の処罰は、利害関心のない観察者がついていけるかぎり、妥当である。これが処罰の自然の尺度である。注意すべきは、処罰にたいするわれわれの最初の同感、ふつうにその基礎とされている公共的効用への関心にもとづくのではないということである。真の原理は、被害者の憤慨にたいするわれわれの同感である。」(LJ(B), p. 475, 訳233頁)

かくして、スミスの目的原因と作用原因とを区別せよという主張は、ヒューム正義論における法を前提としての「公共的利益への同感」という、いわば人びとが法のもつ公共的効用を知覚するから法を遵守し、その法の正当性を主張する論理に対する批判だったのである。スミスによると、われわれ人間は、目的原因＝公共的利益などを意識しなくても良い。作用原因のなかでの理解で十分だというのである。

「ひとりの人が侵害されたり破滅させられたりするばあいに、われわれがかれにたいしてなされた悪事について処罰を要求するのは、社会の一般的利害への関心からであるよりも、侵害をうけたまさにその個人への関心からなのである。」(TMS, p. 90, 訳(上) 232頁)

スミスにおいては、法のもつ公共的効用を知覚することによって法の正当性が主張されるのではなく、それとは独立して個々人の同感現象の集積から形成される道徳としての正義、すなわち「自然的正義」の成立が重要なのである。その正当性の根拠は、公共的効用ではなく、個々人のいだく憤慨感情なのであった。ここにスミスは、道徳的適宜性に基づく個々人の同感現象の集積から正義の徳を見だし市民社会の自律性を認識する論理を把握しえたのである。また、同時に現存する実定法批判のよりどころを確立することができたのである。

「すべてのよく統治された国家においてはまた、諸個人の争論を決定するために裁判官たちが任命されているだけでなく、それらの裁判官の諸決定を規制するために、諸規則があらかじめ定められている。そして、これらの規則は一般に、自然的正義の諸規則に一致することが、意図されている。」(TMS, p. 340, 訳(下) 398頁)

ところで、スミスの正義論においても、公共的効用の観点は全く斥けられているのではない。すなわち、彼においても正義は社会の大黒柱であり、正義がなければ社会の維持は不可能であることが強調されている。言わば、正義が社会全体の安全と幸福にとって重要であることが示されている。したがって、正義が公共的効用の観点から考察される場合のあることを彼自身も認めている。

スミスによれば、社会に秩序があり繁栄している状態は快適であるが、社会の混乱や破壊は嫌悪の対象になるという。また、自分自身の生存や幸福、利害が社会の維持に依存していることを知っているのだから、社会の存立を脅かすようなすべての事象を阻止するためにあらゆる手段をとるのであろうという。そして、このような説明はうたがいがなく真実であって、「われわれはしばしば、処罰の適宜性と適合性についてのわれわれの生まれながらの感覚を、それが社会の秩序を維持するためにいかに必要であるかを反省することによって、確認する機会がある」(TMS, p. 88, 訳(上) 228-9頁)というのである。

このように、スミスは、社会の必要性に対する顧慮から正義の侵犯に対する処罰の正当性を確認することもありえることを表明しているのである。つまり、正義は公共的効用の観点からも説明しえるのである。この場合、公共的効用の観点は、同感の原理と両立あるいは補完関係にあるものと考えられる。

また、彼によると、「若干のばあいにわれわれが、社会の一般的利害関係への考慮だけから、

処罰と処罰の是認との双方をするのはたしかであって、その一般的利害関係の安全がそれ以外のやり方では保障されないと、われわれは想像するのである。治安または軍規と呼ばれるものの蹂躪にたいして課せられる、すべての処罰はこの種類に属する。」(TMS, p. 90, 訳(上) 233頁) すなわち、市民警察制度や軍隊規律などに対する違反の場合等である⁴⁾。

以上のように、スミスの正義論においても公共的効用は全く無視されているわけではなく、間接的に公共的効用の観点も入り込んできていることが明らかである。しかし、スミスが強調していることは、正義の起源や根拠を説明するものは人間本性に基づく同感の原理であって、けっして公共的効用ではないということである。効用は二次的説明として受け入れられているに過ぎないのである。

「この効用は、われわれがそれを見るようになると、疑いなくそれらに新しい美しさを附与し、その理由でそれらをさらに、われわれが明確に是認するようにすすめる。」(TMS, p. 192, 訳(下) 43頁)

この場合、この新しい美は、人類の多くの人びとの自然的感情に基づくのではなく、主として反省と思索の人びとによって知覚されるというのである。こうして、スミスにおける効用の観点は、正義論においても一定の役割をもっていることが明らかになった。またのちに述べるように、統治論においては、服従の義務として効用の原理があげられている。さらには、為政者の政治的動機と、またその危険性の説明においても効用は大きく関わってくるのである。実に、効用はスミスの学説において、きわめて微妙な位置づけを保っているといえる。

3. 法と政府の起源

個々人の同感現象の集積から導かれる「自然的正義」は、「すべての国民の諸法をつらぬき、それらの基礎であるべき、一般的諸原理についての理論」(TMS, p. 341, 訳(下) 399頁)、すなわち自然法学の樹立を指向するものであるが、これらの課題の具体化は、『法学講義』や『国富論』において展開されることになる。

スミスは『法学講義』のなかで、「法学とは、国々の統治civil governmentがそれによって導かれるべき諸規則についての理論のことである。それはさまざまな国のさまざまな統治体制の基礎を示し、さらに、それらがどこまで理性にもとづいているかを示すことを目指している」(LJ(A), p. 5, 訳1頁) また「法学は、すべての国民の法律の基礎であるべき一般諸原理を研究する学

4) 見張りをしている歩哨が眠ってしまったような過失を伴う場合の処罰である。むろん、過失に対する処罰は苛酷すぎる場合が多く、しかもこの場合の処罰は、個々人の生命や財産・権利を侵害された場合に正当化される我々の憤慨感情に基づく処罰とは異なっている。

『法学講義』においても次のように述べられている。

「同じようにして、軍法は立哨中に眠りにおちた歩哨を死刑にする。これはまったく公益の考慮にもとづくものであり、われわれはおそらく、少数者の安全のために一人を犠牲にすることを承認できるとはいえ、そのような処罰が実際に科せられたときのわれわれの受け取り方は、残酷な謀殺犯その他の凶悪犯の場合と非常に違ったものである。」(LJ(A), p. 105, 訳108頁)

間である」(LJ(B), p. 397, 訳17頁)と述べている。

このような法学の課題を明らかにするために、スミスは、ミラー (Millar, John, 1735-1801) が伝えているように、「公法と私法の双方において法学の漸進的な進歩を未開な時代から最も洗練された時代に至るまで辿ろうとし⁵⁾、」具体的には、狩猟民の時代、牧畜民の時代、農業の時代、商業の時代のいわゆる四段階論 (four stages theory) の考察を通じて「国々の統治が導かれるべき諸規則の理論」を究明しようとしたのである。

さて、スミスによると、「法の四大目的は、司法 (Justice), 生活行政 (Police), 公収入 (Revenue), 軍備 (Arms) である。」(LJ(B), p. 398, 訳23頁) 司法 (正義) の目的は、侵害に対する安全保障であり、それは市民政府の基礎である。生活行政の目的は、商品の安価と公安と清潔であり、この項目の下に国家の富裕を考察することである。公収入は、政府の費用と租税に関するものである。軍備は、外国の侵略と攻撃に対して自国民を守るためのものである。

これらの法の四大目的のうち、周知のように生活行政、公収入、軍備に関しては、『国富論』として結実し、司法 (正義) が彼の道徳哲学第三部法学に相当するものである。『道徳感情論』第6版序文において、スミスは次のようにいう。「…法学の理論 (theory of jurisprudence) は、私がながいあいだ想をねりながら以下の著作の改訂を妨げてきたのとおなじ仕事によって、これまで実行を妨げられてきたものである。」(TMS, p. 3, 訳 (上) 20頁) 結局、彼は法学について、公刊することはできなかったが、今日『法学講義』として学生のノートが2種類残されている⁶⁾。

そして、スミスは、『法学講義』のなかで、政府の起源と成立について、正義の実現、侵害からの防止という政府の機能との関連で次のように説明している。

「あらゆる統治体制の第一の主要な目標は、司法 (正義) justiceを維持することであり、その社会を構成する人々が、相互に所有propertyを侵犯したり、自分のものではないものを掌握したりすることを防ぐことである。」(LJ(A), p. 5, 訳1頁) また「司法の目的は、侵害にたいして安全を保障することである。人はさまざまな点で、侵害されうる。第一に人間として、第二に家族の一員として、第三に国家の一員として」(LJ(B), p. 399, 訳25頁)。

彼によれば、上記のそれぞれが私法、家族法、公法に対応することになる。スミスはこのように述べて、さらに一人の人間としてもつ権利への侵害について考察を進めている。

「人間としては、自分の身体 (body), 評判 (reputation), あるいは財産 (estate) を侵害されうる。」(LJ(B), p. 399, 訳25頁)

5) Stewart, Dugald, 'Account of the Life and Writing of Adam Smith, LL. D.' in *Essays on Philosophical Subjects*, Edited by W.P.D. Wightman, J. C. Bryce, and I.S. Ross, Glasgow Edition, 1980, pp. 274-5.

6) LJ(A)とLJ(B)との関連については、水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年、解説511-4頁参照、及び田中正司『アダム・スミスの自然法学—スコットランド啓蒙と経済学の生誕—』第2版、御茶の水書房、2003年、125-6頁参照。

なお、LJ(A), LJ(B) 両ノートの論理構成についてスミスは次のように述べている。「民法学者たちは、統治の考察からはじめて、そのあとで所有権およびその他の権利をとりあつかう。この主題について書いたその他の人びとは、後者それぞれからはじめて、そのあとで家族と国内統治を考察する。これらの方法には、それぞれ固有の長所がいくつかあるが、全体として民法の方法がまさっている。」(LJ(B), p. 401, 訳31頁)

第一の身体に関しては、それを傷つけたり殺害したり、あるいはその自由を拘束したりするばあいである。第二の評判に関しては、他人をさして窃盗や強盗よばわりするとか、人の価値をおとしてその地位不相応にこれを引き下げればあいである。

第三の財産に対する侵害は、財産権である対物権と対人権への侵害である。対物権は、「対象が実在のものであり、あらゆる占有者にたいして主張しうる権利である。」(LJ(B), p. 399, 訳27頁) 占有物、家屋、家具のような、すべてが対象であり、所有権・地役権・質権・排他的特権に区分される。対人権は、特定の人物に対して訴訟によって要求しうるものであり、負債と契約がそうである。その支払いあるいは履行は、特定の人物からしか要求できないものである。対人権は、契約・準契約・不法行為に区分される。

スミスは、財産に対する人間の権利を「取得権」(acquired right) と呼び、身体や評判に対する権利を「自然権」(natural right) と呼んで区別している。そして彼は、自然権の起源は非常に明白であるとして、問題を財産に対する権利である重要な所有権に集中させる。すなわち、彼によると、身体や名声については、侵害を受けた人は損害をこうむるが、侵害する人はなんの利益も受けない。ねたみとか悪意あるいは恨みは、人びとの自然権を侵害する情念であるが、大多数の人びとが常にこのような情念にうごかされることはないし、大多数の人びとは通常はこのような情念を抑制することになる。したがって、人びとは、たとえこういう情念から自分たちを保護してくれる司法官僚が全然いなくても、かなり安全に社会生活を営むことができるであろうというのである。

ところが、財産に対する侵害は事情が違う。「侵害する人の利益は、しばしば、侵害される人の損失に等しい。」(WN, vol. 2, p. 709, 訳(3) 374頁) しかも、財産の成立とともに社会には不平等が生じるから、「金持ちの貪欲と野心、貧乏人の労働への嫌悪と現在の安易や欲望充足への愛好は、財産の侵略をうながす情念であり、さきの情念よりもはるかに着実に作用し、はるかに広範に影響する情念である。大きな財産のあるところでは、どこでも大きな不平等がある。…金持ちの豊かさは貧乏人の怒りを刺激し、彼らはしばしば欠乏に駆り立てられ、ねたみにそそのかされて、金持ちの所有物を侵略する。」(WN, vol. 2, pp. 709-10, 訳(3) 374-5頁) したがって、所有権の保障がスミスの最大関心事であった。

ところで、スミスによれば、所有権を獲得する方法には、先占、添付、時効、相続、意思による譲渡の5つがあるという。そして、このような所有権の根拠とその侵害に対する処罰の説明に『道徳感情論』における正義論と同様に中立的な観察者による同感理論が用いられているのである。例えば、先占への適用として、ある人がリンゴをもぎとることによって生じる、そのリンゴ

に対する権利と他人を排除することの正当性等についての説明である⁷⁾。

さて、スミスにおいては、このような所有権を保護するために政府が必要とされるのであった。

「所有権と国内統治は、相互におおいに依存する。所有権の保存と占有の不平等が、最初にそれ(国内統治)を形成したのだし、所有権の状態はつねに、統治の形態とともにかわったにちがいない」(LJ(B), p. 401, 訳31頁)のであった。それゆえ、彼は、この政府の成立を経済社会発展の四段階論を通じて明らかにするのである。

スミスによると、狩猟民の時代には、所有が占有を超えて広がらないので統治は存在しないという。「狩猟民族のあいだには、正規の統治は存在せず、かれらは自然の諸法にしたがって生活するのである。」(LJ(B), p. 404, 訳40頁)

牧畜民の時代になると、家畜群が飼育されるようになり、所有は非常に重大な範囲に及び、相互に侵害する機会も多くなり、被害者にとってはきわめて危険である。それゆえ、多くの法律と規制が追加されたのである。こうして、所有の概念の拡大とともに財産の不平等がもたらされ、富者と貧者の区別ができ侵害される危険性の増大に伴って、正規の統治が最初に成立したのである。「所有がないかぎり、統治というものはありえないのであり、その目的はまさに、富の安全を保障し、貧者にたいして富者を防衛することなのである。」(LJ(B), p. 404, 訳40頁)『国富論』においても次のように述べられている。

「国内統治は、財産の安全のために設置されるものであるかぎり、実際には、貧者にたいして富者を防衛するため、あるいはいくらかの財産をもつ人びとを、なんの財産ももたない人びとから防衛するために、設置されているのである。」(WN, vol. 2, p. 715, 訳(3) 382頁)

このように、スミスによれば、いわゆる経済社会発展の四段階論のなかの第二番目の牧畜民の段階において政府が成立したというのである。しかし、牧畜民の時代の統治は「不完全で粗野な形態」(LJ(A), p. 244, 訳256頁)であった。

7) 『法学講義』において、次のように説明されている。

「人が林檎をもぎとることによって、その林檎に対する権利と、すべての他人を排除する力をもつと考えられるのはどうしてなのか。—しかも、そういう対象が占有者から取り去られると、侵害がなされたと考えられるのはなぜなのか。諸君は私が、すでに説明した体系から次のように言ったのを思い出すだろう。それは、ある人が侵害されたという意見を中立的な観察者がもったときに、われわれは、何かの侵害がその人に対してなされたと考えていいのであり、彼の関心に同調し、彼が占有している対象を暴力的な攻撃から守るとき、あるいは彼の手からそのようにして不当にもぎとられたものを力づくで取り戻そうとするときに、彼についていくのだ、ということである。これはいま述べた事情にあてはまるだろう。最初の占有者が侵害された場合には、観察者は、いま述べたように防衛し復讐さえすることを正当とするだろう。観察者と占有者とのあいだのこの同感あるいは同調の原因は、観察者が占有者の思考のなかに入り、彼がその果実を…好きなように使用することについて合理的な期待を形成していいという、その意見に同調することである。」(LJ(A), pp. 16-7, 訳14頁)

「先占は、私がおもその対象を占有することによって、観察者がついていくことができ、私が自分の占有を實力でまもることを是認するというばあいには、十分に根拠があるように思われる。もし私がある野生の果実を集めたならば、私がそれをすきなように処分することは、その観察者にとっては妥当だとおもわれるだろう。」(LJ(B), p. 459, 訳188頁)

以上のように、スミスは、先占による所有権の根拠と侵害に対する排除の説明において同感理論を用いているが、先占に限らず時効等においても適用されている。「この時効の権利は、実際は先占の権利と同一の原理から引き出された。」(LJ(A), p. 32, 訳30頁)

農業の時代になると所有の対象もさらに広がり、法律も多くなったという。「土地の所有は、所有の最大の拡張であった。」(LJ(A), p. 23, 訳20頁) この農業の時代には土地私有の広がりとともに、添付の観念、相続権や地役権等の権利に関する観念も発展し所有権も拡大したのであった。そして、封建時代に至って国王の権力は明らかに増大され、統治は秩序正しく運営されたのである。「ウィリアム征服王が突然、自由保有地統治を封建的統治に変え、…このときから国王の権力は…大きく増大し、統治は整然と行われるようになったのである。」(LJ(A), p. 252, 訳264頁)

さらに商業の時代には、分業と商品交換が社会全体だけでなく他国民とのあいだにも広がっていくことになる。いうまでもなく所有の対象が非常に増加するので、正義を維持し、所有の侵犯を阻止するのに必要な法律も規制もかなり多くなったのであった。商業社会においては、財産の不平等はあるが個々人の独立と自由を保つことができたのである。『道徳感情論』の世界は、この商業社会を道徳哲学の観点から描いたものである。

以上のように、スミスは、政府の起源を所有権の成立如何にあることを明らかにするのであった。所有権は、文明社会において最も侵害されるものであるから、侵害からの防止という政府の役割もきわめて重要なものになる。

「法律と統治もまた、このこと以外の目的を旨ざしているとは思われないのであって、それらは、自分の所有を拡大した個人の安全を保障して、かれが平和にその果実を享受できるようにするのである。法律と統治によって、すべてのさまざまな学芸技術がさかんになり、それがひきおこす財産の不平等は、十分に維持される。法律と統治によって、国内の平和は享受され、外国の侵略者にたいする安全が保障される。知恵と徳もまた、これらの必需品の供給から光をひき出す。なぜなら、法律と統治の確立は、人間の慎慮と知恵の最高の努力であるので、原因の影響がその効果の影響とちがうものではありえないからである。」(LJ(B), p. 489, 訳268-9頁)

スミスによれば、あらゆる国家は社会の人びとが相互の幸福を害したり妨げたりしあうことがないように諸規則を樹立し、民法や刑法を準備し裁判官たちを任命しているという。そして、国家による力の行使は、人びとの道徳感情に基づく正義に反しない限りにおいてのみ権威付けられることになる。

「すべてのよく統治された国家においてはまた、諸個人の争論を決定するために裁判官たちが任命されているだけでなく、それらの裁判官の諸決定を規制するために、諸規則があらかじめ定められている。そして、これらの規則は一般に、自然的正義の諸規則に一致することが、意図されている。」(TMS, p. 340, 訳(下) 398頁)

しかし、彼によれば、歴史上の政府はかならずしも人びとを侵害しなかったわけではないという。「人類の支配者たちの暴力と不正は昔からの悪徳であり、これにたいしては、ほとんど是正の余地がないのではないかと私は思う。」(WN, vol. 1, p. 493, 訳(2) 373頁)

したがって、スミスにおいては政治的権威の正当性が問題になる。すなわち、私有財産の成立とともに政府の発生が見られたが、政府の成立は、主権者と臣民との間に権威と服従の関係を

生ぜしめることになる。「国内統治は一定の服従を前提する」(WN, vol. 2, p. 710, 訳 (3) 376頁)のである。それでは、臣民が主権者に服従するのはどのような理由に基づくのであろうか。また、主権者としての権威の源泉は何であらうか。このような政治的権威の正当性の問題と政治的義務の問題は統治理論の基礎をなすものである。

4. 統治原理とブリテンの統治

スミスは、『法学講義』において、法と統治の成立と発展が人びとの生存様式に関連するとして、四段階論に基づく法と統治の自然的進歩を構想した。したがって、自然状態を構想して市民社会の成立を説く原契約 (original contract) 説を否定することになる。

スミスは、「自然状態は単なる哲学的虚構であって、未だかつて実在しなかったし、また決して実在できなかった⁸⁾」とするヒュームの原契約説批判を踏襲しながら次のように述べている。

「自然状態というものとは存在しないのだから、そこで成立するだろうという諸法を論じたり、どのような手段で所有の継承が行われたかを論じたりしても、じっさいには何の役にも立たないのである。」(LJ(B), p. 398, 訳21頁)そしてヒュームと同様な主旨の説明をしている。第一に、原契約の思想のまったくなくとも統治はおこなわれているし、人びとが服従の理由として契約をあげることはないという。第二に、原契約は、信託した人びとの子孫までには及ばないし、また人びとは生まれた国にとどまるからといって、別に契約に同意したわけではないのである。

以上の理由によって、原契約説を批判したスミスであるが、原契約説が認めていた抵抗権については、「国王と議会の権力に抵抗するのが合法あるいは容認可能なのは、いつなのか」(LJ(A), p. 315, 訳336頁)と自ら問題を提起しつつも、ヒュームと同様に抵抗権を認めている⁹⁾。

「臣民のこの服従の基礎についてはしばしば論争されてきた。しかし、それが何であれ、主権者の権力にはある限界があり、もし彼が限度を超える場合には、臣民が抵抗するのは正当なことなのである。」(LJ(A), p. 315, 訳337頁)

スミスは、以上のように原契約説の批判と抵抗権を認めた上で「義務の基礎が、人類がまったく知らない原理だということは、ありえない」(LJ(B), p. 403, 訳37頁)として、人びとが政府に服従する原理として「権威の原理と効用の原理」(principles of authority and utility)をあげている。

「ふたつの原理が、人びとを市民社会にはいらせる。それらをわれわれは、権威の原理と効用の原理とよぶことにする。」(LJ(B), p. 401, 訳32頁)

これらの両原理は、政治的権威と政治的義務を説明するものである。まず権威の原理は、すぐ

8) Hume, David, *A Treatise of Human Nature*, ed. by L.A. Selby-Bigge, Oxford, 1955, (THNと略記する) p. 493. 大槻春彦訳『人性論』岩波文庫, (4) 67頁。

9) ヒュームによれば、服従の原理は社会から得られる利益にあるのだから、この利益のないところでは統治組織はもはや存在することはできない。したがって、人びとの統治組織に服従する義務もなくなるのである。「市民的治政者たちが、甚だしく圧迫して、その権威に全く耐え難くさせるほどになれば、我々はもはや、かような権威に服従するようには、縛られないのである。原因がなくなった。従って、結果も亦なくならなければならないのである。」(Hume, THN, p. 551, 同訳 (4) 151頁)

れた人あるいは従うに値する人間として人びとがうけいれる人間の自然的性向に関連している。「各人が自然に、誰であれ他人のなかにある確立された権威と優越を尊重する傾向があることを知っている。若者は老人を尊敬し、子どもたちは彼らの両親を尊敬し、弱者は能力と体力に秀でた人々に敬意を払うのが普通である。統治の基礎が何であろうと、これはきわめて大きな効力を有している。」(LJ(A), p. 318, 訳339頁)

スミスは、権威の原理の源泉として、年齢の優越、心身能力の優越、家柄の古さ、そして富の優越をあげているが、このなかでも富の優越に権威と服従の最大の根拠をみている¹⁰⁾。富の大小によって階級の起源や区別が明らかになり社会秩序が保たれるのである。

「富裕な人びとおよび有力な人びとのすべての情念についていくという、人類のこの性向のうねに、諸身分の区別と社会の秩序とがきずかれるのである¹¹⁾。」(TMS, p. 52, 訳(上) 134頁)

さらに、財産の所有は人びとの称賛と尊敬の対象になるものであり、それはまた競争心をも刺激するものであった。

「競争心、すなわちわれわれ自身が優越したいという熱心な欲求は、もともと、他の人びとの卓越にたいするわれわれの感嘆に、基礎をもっている。」(TMS, p. 114, 訳(上) 380頁)

こうして、富者はすぐれた人として見なされ、しかも彼らの生活はすべての者にとっての憧れとなるのである。スミスによると、かかる権威の原理の基礎は、同感の原理によって支えられているとして次のように述べている。

「この原理は、『道徳感情論』でくわしく説明されていて、そこではそれが、上位者にたいするわれわれの同感が、同等者あるいは下位者にたいするより大きいことから生じるのだということが、示される。われわれは、かれらの幸福な境遇に驚嘆し、よろこんでそれにはいりこみ、それを促進しようと努力するのである。」(LJ(B), p. 401, 訳32-3頁)

人びとは、富者を尊敬し富者の願望や喜びを自分のものと感じ、なんの報償もなくとも彼ら自身のために彼らに奉仕したいと望むようになるのである。ここに、人びとのうちに富者に対する

10) 『国富論』においては次のように述べられている。

「自然に服従を引き起こす原因または事情(は)、…4つであるように思われる。…第一は、個人的資質、すなわち身体の強さ、美しさ、敏活さと、精神の知と徳、慎慮、正義、堅忍、抑制の優越である。…第二は年齢の優越である。…年齢は、議論の余地のない、明白でわかりきった資質である。…第三は、財産の優越である。…財産の権威は、富裕で文明化した社会においてさえ、きわめて大きい。その権威が年齢の権威あるいは個人的資質の権威よりもはるかに大きいことは、財産の多少とも大きな不平等が可能なすべての時代の社会の、たえざる不満であった。…第四は、生まれのよさである。生まれのよさとは、それを主張する人の家族が古くから財産家だったということである。」(WN, vol. 2, pp. 710-13, 訳(3) 376-9頁)

「生まれと財産が、主として、ある人を別の人の上におく二つの事情であることは明らかである。それらは人と人との差別の二大源泉であり、したがってまた人びとのあいだに自然に権威と従属を確立する主要な原因である。」(WN, vol. 2, p. 714, 訳(3) 380頁)

11) この文の意味するところは、社会の平和と秩序の形成が人間の知恵や徳性に依存するよりも、誰にも理解できる人間の自然的感情に基づくように自然が導いている結果だということである。

「自然は賢明に、諸身分の区別、すなわち社会の平和と秩序が、目にみえず、しばしば不確実な英知と徳のちがいに依存するよりも、明白で熟知できる出生と財産のちがいに依存するほうが、安全だろうと判断した。」(TMS, p. 226, 訳(下) 127頁)

奉仕の精神が生じるのである。

このように、富者への称賛と尊敬は、人間の自然的性向に基づくものであるから、富者の政治的権威も正当化されるのであった。「国王たちは人民の召使であって、公共の便宜の求めるままに服従され抵抗され廢位され処罰されるべきものだ、というのは理性と哲学の学説である。しかしそれは自然の学説ではない。自然はわれわれに、かれら自身のためにかれらにたいして従順であるように、かれらの高い地位のまえにふるえひれ伏すように、かれらの微笑を、いかなる奉仕を償うにも十分な報酬とみなすように、そして、かれらの不機嫌を、そのほかにどんな害悪ともなわなにいしても、すべての落胆のなかでももっともつらいものとみなすように、教えるのである。」(TMS, p. 53 訳(上) 135-6頁)

こうして、権威の原理は、人間の自然的性向に基づく服従の原理として説明されるのである。

効用の原理は、政府の機能に関する公共的効用についての国民の意識に関連するものである。スミスは次のようにいう。

「人々を為政者に服従させる第二の原理は、効用である。すべての人は、その社会の正義と平和を維持するのに、この原理が必要であることに気づいている。政治的諸制度によって、もっとも貧しいものも、もっとも富裕でもっとも有力なものからうけた侵害の、償いをうけることができる。個々のばあいにはいくらか不正常なことがありうるし、うたがいはなくじっさいにあるのだが、それでもわれわれは、より大きな害悪をさけるために、それらの制度に服従する。」(LJ(B), p. 402, 訳34頁)

この場合、重要なことは、人びとを政治的諸制度に服従するように動かすのは、「私的な効用よりも公的な効用である。」(LJ(B), p. 402, 訳34頁)つまり全体の利益を尊重するから、われわれは、政府の決定に従うのである。私的な効用の立場から言えば、政府の転覆を願うほうが私の利害関心にあうかもしれない。しかし、他人が私とはちがう意見を持ち、この私の企図には賛同してくれないことを私は十分知っているので、全体の利益のために政府の決定に従うのである。

「この安全保障は、正規の統治がなければ獲得できないことを彼らは分かっている。それゆえ、可能な最善のやり方で処理されていないと考えているかもしれないにせよ、確立された統治に服従することがきわめて賢明であると誰もが考えるのである。」(LJ(A), p. 318, 訳340頁)

以上のように、効用の原理は、社会の平和と正義の実現という公共的効用についての国民の意識に関連するものである。この公共的効用を政府に対する忠誠・服従の原理とするという考え方は、ヒュームの所説を継承するものである。

ヒュームは、『政治経済論集』(1758)のなかの「原始契約について」において、次のように述べている。「もしも政府に服従しなければならない義務の理由を問われたら、わたくしは、即座に、そうしなければ社会が存続できないからだ、と答える。そしてこの答えは、明快で人類のすべてにわかり易いものである¹²⁾。」「われわれを政府に服従させる一般的義務は、社会の利益と必要で

12) Hume, David, *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. by E.F. Miller, revised edition, Liberty Classics, 1987, (EMPLと略記する) p. 481, 田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房, 1983年, 256頁。

ある。したがって、この義務はきわめて強力なものである¹³⁾。」

ところで、スミスは、正義についての一次的・基礎的説明において公共的効用を斥けたが、正義が社会の必要性に対する顧慮からも有用であるということを否定してはいなかったのである。したがって、正義においては効用と適宜性が両立あるいは補完関係が成り立つことはすでにみたとおりである。効用の原理は、正義に関する公共的効用の意識であり、人びとが政府に従う要因のひとつなのである。

「為政者たちが所有に安全保障を、法に力を与えていること、それらがなければすべてのことが混乱に陥るに違いないことを誰もが分かっている。それゆえ、確立された統治が、普通の制度と許容できる品性をもって機能している場合は、それに服従することが彼自身の利益であり、それ以外のすべての人々の利益であるように思われる。…人はときに統治に不都合があると考えられるであろうが、それを変更しようと試みることから生じる大きな困難と動乱があることも理解しているに違いない。…司法は、最も完璧なやり方ではなくとも、我慢できるようにうまく運用されている。…この場合…権威の原理は、効用あるいは共通利益の原理の基礎なのである。」(LJ(A), p. 322, 訳344頁)

以上のように、権威の原理と効用の原理を市民社会の統治原理として説明したスミスは、次に、政体の違いによって、これらの二つの原理が支配する程度に差があること、また当時のブリテンでは両原理が支配的であることを次のように述べている。

「すべての統治にはこれらの原理の双方が、ある程度成立するのであるが、君主政治では権威の原理が優勢であり、民主政治では効用の原理がそうである。混合統治のブリテンでは、しばらくまえにウィッグとトーリーという名称で形成された党派は、それらの原理の影響をうけていた。すなわち、前者は政府にたいして、その効用とそれからかれらがひきだした利益のために服従し、他方で後者は、政府は神聖な制度であって、それにさからうことは、子が親に反逆するのにひとしく犯罪的なのだと主張した。」(LJ(B), p. 402, 訳35頁)

このように見てくると、スミスは権威の原理と効用の原理のどちらに重きをおいたか定かではないが、両原理の結合の形態にあるブリテンの政体に満足感を表明するのであった。

ブリテンにおいては、議会の権威が確立されており、国民は、公収入の運営についてまったく安全を保障され、「統治の正当に抑制されたさまざまな形態の幸福な混合と、自由と所有についての完全な安全保障がある」(LJ(B), pp. 421-2, 訳88頁)とする、いわゆる「自由の合理的体系」(rational system of liberty)が確立されているという現実の統治に対する満足感である。すなわちスミスは、権威と効用の双方の原理が十分に調和し均衡しているところに、「自由の合理的体系」が出現し社会の安定と幸福な生活をもたらされていると考えているのである。スミスは、具体的に当時のブリテンにおいては、次のような自由に対する安全保障があることをあげている。

第一に、裁判官は終身官であり、国王から独立している。第二に、大臣たちは執政について下院の弾劾にさらされている。第三に、臣民の自由に対する安全保障である人身保護律がある。第

13) Hume, EMPL, p. 486, 同訳261頁。

四に、選挙の方法と、あらゆる選挙について判断する権限が下院にある。第五は、諸裁判所が開設されている。また、イングランド法における陪臣員に関する規定については、「つねに自由の味方であるイングランド法は、中立的な陪審員についての注意ぶかい規定について、他のどのようならばあいにもまさって称賛にあたいする」(LJ(B), p. 425, 訳98頁)と述べている。

こうして、ブリテンにおいては、人びとの生命、自由、所有についての安全保障が確立されているのであった。これはひとえにブリテンの統治体制によるものであった。行政、立法、司法の諸権力のバランスが安定しているのである。

「ブリテンでは、国王が絶対的な行政・司法権力をもつ。しかしながら下院はかれの大臣たちを弾劾することができるし、かれが任命する裁判官は、その後かれから独立する。立法権力は国王と議会にあって絶対的である。しかしながら、あるばあいにはうたがいのなく抵抗を合法的なものとするような一定の乱用が、どのような統治の基礎原理によっても、存在するのである。」(LJ(B), p. 434, 訳123頁)

かくして、ブリテンにおいては、権威と効用の双方の統治原理が調和し均衡して政治的安定がもたらされ、また人びとの自由、平等、所有権が保障され、繁栄へと導かれているというのであった。

「各人が自分の労働の果実を享受することについて、グレート・ブリテンの法律が与えている保障は、これさえあれば、これらおよびその他20ものばかげた商業上の規制にもかかわらず、どの国でも繁栄させるのにそれだけで十分であって、この保障は、その奨励金が創設されたのとはほぼ同時期の革命によって完全なものとした。…グレート・ブリテンでは、産業は完全に安全であって、それは完全に自由であるというには遠いにしても、ヨーロッパの他のどの地方とも同じくらい、またそれ以上に、自由である。」(WN, vol. 1, p. 540, 訳(3) 77-8頁)

このようにスミスは、当時の名誉革命体制を称賛し、その枠組みを擁護しようとしていたのである¹⁴⁾。

5. 統治原理に内在する危険性

スミスは、法と統治が人間社会の幸福の実現のためには不可欠であると強調し、その統治原理として権威の原理と効用の原理を説いた。そしてその双方の原理の調和・均衡するところに安定

14) 名誉革命に関して『法学講義』においては、次のような記述がある。ジェイムズ二世は、①議会の法律を無視して課税を企てたこと、②法王との断絶や国王至上権宣言等について議会と対立したこと、③軍隊と枢密院にカトリック教徒を採用し、また大学の諸特権を踏みにじったこと、④司教たちが抗議しただけでロンドン塔に送られたこと等が記されており、そして、次のように結論している。「こうしたやりかたによって革命がひきおこされ、その家系が除外されたのは、何もふしぎではなかった。というのは、全国民がオレンジ公を支持しようという気持ちになったからである。…王位をかれの二人の新教徒たちの娘たちに与えたのであった。かれらの兄は、法王の宗教で教育されていたため、法王派だという疑いのために、除去された。現在の王家は、もっとも近いプロテスタントの継承者たちなので、議会の法律によって、統治者として定められ、プロテスタントでなければいかなる王侯もブリテンの王座につくことはできない、と法定された。このようにしてジェイムズ王が、政治体を侵犯したために反対され拒否されたのは、世界のすべての正義と公正にかなっていた。」(LJ(B), p. 436, 訳129-30頁)

した政治が実現し、人びとの自由と所有権の安全が保障されると主張したのである。これが当時のブリテンの様相であった。

ところが、スミスは、のちに権威と効用の双方の原理に内在する危険性を認識するようになった。すなわち、権威の原理のもつ危険性には、富者への称賛と尊敬が生む道徳感情の腐敗があげられる。効用の原理のもつ危険性としては、統治体系のもつ効用の美しさを追求するあまり、為政者が人びとの道徳感情を無視し、人びとの諸権利を侵害する場合である。

このような権威と効用の双方の原理がもつ危険性については、『道徳感情論』第6版において論じられることになる。

(1) 道徳感情の腐敗

スミスは、『道徳感情論』第6版の改訂において次のように述べている。

「富裕な人びと、有力な人びとに感嘆し、ほとんど崇拜し、そして、貧乏でいやしい状態にある人びとを、軽蔑し、すくなくとも無視するという、この性向は、諸身分の区別と社会の秩序を確立するのにも維持するのにも、ともに必要であるとはいえ、同時にわれわれの道徳諸感情の腐敗の、大きな、そしてもっとも普遍的な、原因である。富と地位とは、しばしば、英知と徳だけにふさわしい尊敬と感嘆とをもって見つめられ、悪徳と愚行だけが固有の対象であるあの軽蔑が、しばしばきわめて不当に貧困と弱さにあたえられる、ということは、あらゆる時代の道徳学者たちの、不満であった。」(TMS, pp. 61-2, 訳(上) 163頁)

見られるように、富裕な人びとや有力な人びとを感嘆し崇拜するという人間の自然的性向は、社会の身分の区別と秩序を保つ権威の原理の源泉ではあるが、同時にわれわれの道徳感情の大きな腐敗の原因になるというのである。スミスにおいては、欺瞞理論に見ることができるように、「富と地位の快樂」を求める人間の自然的性向が、人びとを富裕に導く経済的動機の前動力でもあった。『国富論』における人間像は、このような人びとの富を追求する行為が道徳的に是認されるとともに、一国の生産力を高め社会の富裕を導くものとして描かれてきたのである。しかし、『道徳感情論』第6版の改訂における道徳感情の腐敗の強調は、現実の経済社会の進展のなかで、富や地位を求める人間の行為が徳への道に結びつかない危険性のあることを、スミス自身が感じとった結果であると思われる¹⁵⁾。

スミスによれば、ここでの富と地位の感嘆者は、称賛に値することよりも称賛そのものを欲し、名誉のみを追及する人びとであり、高慢な野心をもち虚栄心が強く貪欲な性格を示しているのがあった。貪欲や野心、虚栄は人間生活の悲惨と混乱の源である。

「人間生活の悲惨と混乱との双方の、大きな源泉は、ひとつの永久的境遇と他のそれとのちがいを過大評価することから、生じるように思われる。貪欲は、貧困と富裕のちがいを過大評価し、野心は、私的な地位と公的な地位のちがいを、虚栄は、無名と広範な名声のちがいを過大評価する。それらの誇張的な情念のうちのどれかの影響下にある人物は、かれの実際の境遇において悲

15) 田中正司『アダム・スミスの倫理学—『道徳感情論』と『国富論』』下巻、御茶の水書房、1997年、123-38頁参照。

惨であるだけでなく、しばしば、かれがそのように愚かにも感嘆する境遇に到達するために、社会の平和を乱そうという気持ちになる。」(TMS, p. 149, 訳(上) 433頁)

このような貪欲や野心・虚栄に満ちた社会は腐敗した社会であり、富と徳とは一致せず、「この羨望される境遇に到達するために、財産への志願者たちはあまりにもしばしば、徳への道を放棄する」(TMS, p. 64, 訳(上) 170頁) ことになるのである。

そこで、このような道徳感情の腐敗を匡正するために、スミスが『道徳感情論』第6版の改訂で強調したのが、是認されることの願望だけでなく、是認に値することを自らの願望とする「良心」の判断を強調したのである。

「かれは、称賛だけでなく、称賛にあたいすることを、すなわち、だれによっても称賛されないとしても、それにもかかわらず称賛の自然で適切な対象であることを、欲求する。かれは、非難だけでなく、非難にあたいすることを、すなわち、だれによっても非難されないとしても、それにもかかわらず非難の自然で適切な対象であることを、恐れる。」(TMS, p. 114, 訳(上) 379頁)

このように、良心は、称賛に値することへの欲求と非難に値することへの嫌悪に基づくのであるから、他人を尊重し自己をよく規制するので道徳的判断において見知らぬ人びとである「中立的な観察者」よりも優位な位置を占めることになる。無実の罪を問われたカラス事件にみるごとく良心と世論の対立する場合、良心に従うことが強調されたのである。良心の作用は人間をして現実の称賛を得たいという欲求以上に、称賛に値したいと欲するように導くというのである。世論の欲求は、人間を社会に適するような概観を装わせるに過ぎないが、良心の欲求は、人間を真に社会に適したいという願望に結びつけるものであった。晩年のスミスが取り組んだ問題は、単に世論の声を気にする社会的存在としての人間の生き方ではなく、自分自身の「胸中の偉大なる同居者」である良心の声に従って生きようとする主体的な人間の生き方を示そうとしたことであった。

こうして、『道徳感情論』第6版の改訂において、スミスは良心を強調し、自己規制の徳を説くのである。

「こうしてそれは自己規制という偉大な学校にはいり、それは、ますます自己自身の主人となることを学び、もっとも長い生涯の慣行でさえも、まったくの完成にもたらずに十分であることがきわめてまれな規律を、自己自身の諸感情にたいして行使しはじめる¹⁶⁾。」(TMS, p. 145, 訳(上) 423-4頁)

以上のように、スミスは、人びとに自己規制の徳の担い手である良心に従うことを求めて、改めて中下層階級における富と徳の一致を願い、「慎慮の徳」を強調するのである。ここには、自然の欺瞞によって、富と地位を求める人間が「高慢な野心と人目をひく貪欲な性格」におちいることなく、ささやかな自分自身の境遇の改善に努力する姿が描かれることになる。彼らは、「か

16) 自己規制については次のようにも述べている。

「真に恒常不動の人、すなわち自己規制の偉大な学校であるこの世間の雑踏と事業のなかで十分に教育されてきたし、おそらく、分派の暴力と不正および戦争の困難と冒険にさらされてきた、賢明正義の人は、あらゆるばあいに、かれの受動的諸感情にたいするこの制御を保ちつづける。」(TMS, p. 146, 訳(上) 426頁)

がやかしい業績についての目がくらんだ感嘆にみちびかれるのではなく、謙虚、分別、善行についての厳粛な尊敬にみちびかれる」(TMS, p.214, 訳(下) 98頁)のであった。

こうして、スミスは『道徳感情論』第6版の改訂において、権威の原理の源泉である富者への称賛と尊敬という人びとの自然的性向に対して、一定の自己規制に基づく良心の作用を強調したのであった。自己規制の実現と良心の働きによってのみ、社会秩序の安定と繁栄が約束されるのである。

(2) 「体系の人」

社会における人びとは、確立された統治体系によってのみ、われわれの生存と自由、所有権の保障が確立されていることを知っている。それゆえ、統治がある程度の節度と品性が保たれているかぎり、自分自身にとっても社会にとっても服従することが利益なのである。

このような統治体系のもつ公共的効用については、『道徳感情論』においても、効用は「美の主要な源泉」としてスミスが賛意を示しているところである。すなわち、彼によれば、ヒュームのいうように、明らかにある制度や機械がある目的をもってつくられた場合、その目的に適合しているということはそれらが有用で便利であるということであって、美や快感の源泉になるというのである。しかし、スミスは、目的に適合する手段としての効用を重視する考え方に対して、手段そのものの美しさが本来の目的とは独立して重視せられ、手段の厳密な調整に人びとが努力するという事実を指摘する。すなわち、手段である制度や組織それ自体の完全性や美しさが、目的とは離れて重視されるという傾向である。

そしてスミスは、このような手段それ自体の完全性や美しさを、本来の目的とは独立に重視する人間の性向が、「公私双方の生活のもっとも真剣で重要な諸追求の、ひそかな動機」(TMS, p. 181, 訳(下) 16頁)となりえることを指摘する。私生活の動機としては、周知の欺瞞理論に見ることができるように、社会のなかでの個々人がなぜ富や権勢を求めて努力するのかという問に対する回答を与えている。いわば、資本主義社会における個々人の経済的動機を説明するものとして取り上げられる。

われわれの課題である公的生活においては、為政者の政治的動機になることを強調するのである。すなわち、制度や組織それ自体の効用のもつ美しさは、主として反省と思索の人びとによって知覚されるものであるところから、手段そのものの完全性を本来の目的とは独立して重視する人間の性向が、公的生活においては「公共の安寧を促進する諸制度の制定を勧告する上に役立つ」ことになる。

「同一の原理、同一の体系ごのみ、秩序の美や技術と工夫の美への同一の顧慮は、しばしば、公共の福祉を促進する傾向のある諸制度が、好まれるようになるのを助ける。…生活行政の完成、商工業の拡張は、高貴で壮大な目的である。それらを構想することはわれわれを愉快にするし、われわれはそれらを推進することになりうるすべてに、利害関心をもつ。それらは、統治の大きな体系の一部分をなし、政治機構の車輪は、それらによって、いっそう調和的に容易に、動くように思われる。われわれは、そのように美しく雄大な体系の完成を眺めて喜び、そして、その諸

運動を最少にでも攪乱したり妨害したりしうのような、どんな障害でもわれわれが除去するまでは、われわれは不安なのである。」(TMS, p. 185, 訳(下) 25-26頁)

本来、統治の役割は人びとの幸福を促進することであり、そのことによつてのみ評価されるべきものであるが、スミスによると、為政者は人びとの幸福に直接関心を寄せるのではなく、「一定の体系の精神から、技術と工夫への一定の愛好」から、政治制度の完成とか秩序を整えるということに注意を向けるというのである。しかし、そのほうが、直接社会全体の利益を目指すより有効に目的を促進し、結果的に人びとの幸福を促進することになるという。

ここではスミスは、政治制度や行政機構の完全性を追求する為政者の政治的動機を肯定的に捉えているが、他方では、そのゆきすぎの危険性を『道徳感情論』第6版の改訂において指摘する。すなわち、自分の理想的な統治計画を追求するあまり、現存の政治制度を破壊しようとする為政者、すなわち「体系の人」のもつそのゆきすぎの危険性である。「体系の人は、…自分ではひじょうに賢明なつもりになりがちであり、かれは、自分の理想的な統治計画の、想像上の美しさに魅惑されるため、そのどの部分からの最小の偏差も我慢できないことがしばしばである。」(TMS, pp.233-4, 訳(下) 144頁)そして、国民を自分の野心のために、あたかも「チェス盤のうへのさまざまな駒を配置する」かのように扱うのである。したがって、「体系の人」は、人びとの道徳感情や慣習を無視し、人びとの反対を押しきってまで現存の統治制度や法律の改革を遂行しようとする為政者である。

このように、スミスは、為政者の政治的動機の陥りやすい誤りを指摘しているのであるが、このばあいには、為政者の行為は社会全体の利益に資することなく、むしろ個人を抑圧し社会の自然的秩序を損なうことが強調されている。それゆえに、スミスは、為政者に対しては世論を重視し、人間愛と慈愛に基づく公共精神を発揮することを望み、政治的動機のゆきすぎの匡正を強調するのである。「その公共精神がまったく人間愛と慈愛によって促進されている」為政者は、既存の諸権威を尊重し、制度の改革が必要なきにも理性と説得によってなしえるように努力し、人びとの習慣や道徳感情を重視して改良の精神を基本原理とするから、そのばあいに限って、為政者のもつ体系への愛好の精神が、社会的利益を実現するものとして是認されるのである¹⁷⁾。

17) スミスは、理想的な為政者像について次のように述べている。

「その公共精神がまったく人間愛と仁愛によって促進されている人は、既成の諸権力と諸特権を、個人のものであっても尊重するであろうし、国家が分割されている大きな諸階層と諸社会のものであれば、なおさらであろう。かれが、それらのうちのどれかを、ある程度悪用されているものとみなすとしても、かれは、大きな暴力なしには絶滅しえないことがしばしばであるものを抑制することで満足するであろう。かれが人民のなかに根づいている諸偏見を、理性と説得によって征服しえないときは、かれはそれらを力づくで屈服させようとはこころみないで…ある。…かれは、かれの公共的な諸調整を、できるかぎり、人民の確認された諸慣行と諸偏見に順応させるであろうし、人民が服従しながらない諸規制の欠如から生じうる諸不便を、できるかぎり匡正するだろう。かれが正しいことを樹立しえないばあいに、かれは、まちがったことの改良を軽視しないで、ソロンのように、最善の法体系を樹立しえないばあいには、人民が耐えうるかぎり以最善のものを、樹立しようと努力するだろう。」(TMS, p. 233, 訳(下) 143-4頁)。

以上から明らかなように、スミスは、統治体系のもつ美しさを追求するという為政者の政治的動機を人間本性に即して分析することによって、その有用性ととも危険性をも指摘し、為政者にも自己規制の徳の重要性を強調したのである。すなわち、為政者には「上級の慎慮」の担い手として行動すべきことを説いたのである。

「…おおくのもっと偉大でもっとすばらしい徳と、すなわち、武勇、広汎で強力な仁愛、正義の諸規則への神聖な顧慮と結合されていて、これらすべては適切な程度の自己規制によってささえられている。この上級の慎慮は、最高度の完成に到達させられたばあいは、必然的に、あらゆる可能な事情と境遇においてもっとも完全な適宜性をもって行為するという、技術、才能、慣行または性向の存在を想定させる。それは必然的に、すべての知的な、そしてすべての良俗的な徳の、最大の完全性を想定させる。」(TMS, p. 216, 訳(下) 103頁)

こうして、スミスは、『道徳感情論』第6版の改定において、為政者に対しては、公共精神の発揮と自己規制にささえられた完全な適宜性をもつことを期待したのである。すなわち、スミスが為政者に期待したものは、国家の基本構造や統治体系を根本的に変革しようとする「体系の人」の精神ではなく、上級の慎慮の担い手としての漸進的な改良の精神であった。ここには、フランス革命の影響を読み取ることができるが、為政者の政治的動機の陥りやすい誤りを指摘して自制を促したのである。

6. むすび

アダム・スミスは、『道徳感情論』において、利己的個々人が自律的に社会秩序を形成する原理として同感を導いた。その同感現象の集積から導出されたのが「自然的正義」である。「自然的正義」の成立によって社会の道徳秩序が確立し、市民社会が形成される。このようなスミスの論理の展開は、ホブズ、ロックの社会契約説やヒュームの正義論の批判の上に確立されたものである。しかし、「自然的正義」は、あくまでも道徳の世界での正義であり、法の世界の正義のよりどころとなるものであった。法の世界の正義は「自然法学」の樹立に関わる問題であるが、それは『法学講義』と『国富論』において論じられることになる。ここに法と統治の問題が生じる。

法と統治の問題においてスミスは、いわゆる経済社会発展の四段階論の考察を通じて、「国々の統治が導かれるべき諸規則の理論」を究明しようとしたのである。私法・家族法・公法等の成立である。そのなかで彼は、経済社会発展の第二段階の家畜群の私有が財産の不平等を生む牧畜民の時代において、所有権を保護するために政府が成立したことを明らかにした。そしてその時代以降の段階においては所有権の範囲も一層拡大し、また法律も沢山できるようになって、侵害からの防止という政府の役割も増大したのであった。なお、スミスにおいては、所有権の根拠とその侵害に対する処罰の正当性の説明に、『道徳感情論』における正義論と同様に中立的な観察者による同感の原理が適用されている。

政府の発生は当然、主権者と臣民との間に権威と服従の関係を生ぜしめることになる。その統

治原理として、スミスは権威の原理と効用の原理をあげて説明している。権威の原理の源泉としては、年齢の優越、心身能力の優越、家柄の古さ、富の優越の4つをあげており、このなかでも富の優越に権威と服従の最大の根拠をみている。こうして権威の原理は、優れた人あるいは従うに値する人間として人びとが受け入れる人間の自然的性向に基づくものである。これは『道徳感情論』における学説でもある。

効用の原理は、政府の機能に関する公共的効用についての国民の意識に関連するものである。すべての人は、社会の正義と平和を守るために政府が必要であることを知っているのであり、少々の不都合がある場合もあるけれども、大きな害悪をさけるために政府に従っているのである。

当時の混合政体のブリテンにおいては、権威と効用の双方の原理のバランスが良く、いわゆる「自由の合理的体系」が実現されていたのであった。ブリテンの統治体制の下では、人びとの生命、自由、所有についての安全保障が確立されているのである。しかしスミスは、統治原理として掲げた権威の原理と効用の原理に内在する危険性をのちになって認識することになった。このことをスミスは、『道徳感情論』第6版の改訂において指摘するとともにその改善策を掲げたのである。これは、当時の商業社会の秩序を脅かしているものをスミス自身が認識した結果であると思われる。

すなわち、権威の原理がもつ危険性には、富者への称賛と尊敬が生む道徳感情の腐敗があげられる。効用の原理がもつ危険性には、統治体系の効用がもつ美しさを追求するあまり、為政者が人びとの道徳感情を無視し人びとの諸権利を侵害する場合である。スミスは、権威の原理がもつ危険性に陥らないためには、称賛に値することへの欲求と非難に値することへの嫌悪に基づく良心の優位性を強調して、自己規制の徳を説いたのである。効用の原理の危険性の典型は「体系の人」である。「体系の人」は自分の理想的な統治計画を追求するあまり、現存の政治制度を破壊しようとする人である。したがって、スミスは為政者に対しては世論を重視し、人間愛と慈愛に基づく公共精神を発揮することを望み、政治的動機のゆきすぎの匡正を強調するのであった。為政者には自己規制を具えた上級の慎慮の担い手になることを要求したのである。

元来、スミス自身の世界観の基本的な考え方は、「人間社会は、われわれがそれを一定の抽象的で哲学的な見方でながめるときは、その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果をうみだす、偉大で巨大な機械のようにみえる」(TMS, p. 316, 訳(下) 336頁)という哲学であり、その論証が自己と他人との調和をはかる同感の原理であり、作用原因と目的原因との区別の論理であり、そして「見えざる手」であり、「自然的自由の体系」の実現なのである。しかし、スミス自身が構想する統治の世界においては、権威の原理と効用の原理の調和・均衡に治まりきれない現実の世界の不規則な危険性に直面し、スミス自身を悩ますことになったものと思われる。そして、その改善策を強調することによって、彼自身の世界観と構想する統治の世界との調和を図ることが、『道徳感情論』第6版改訂の意義のひとつにあげられるのではないかと考えられるところである。

参考文献

- 1) 石井幸三「アダム・スミス『法学講義 (A)』における法思想」『龍谷法学』16巻4号, 1984年。
- 2) 遠藤和朗「効用 (Utility) をめぐるヒュームとスミス」『東北学院大学論集経済学』第104号, 1987年。
- 3) 遠藤和朗『ヒュームとスミス-道徳哲学と経済学-』多賀出版, 1997年。
- 4) 太田可夫著・水田 洋編『イギリス社会哲学の成立と展開』社会思想社, 1971年。
- 5) 田島慶吾『アダム・スミスの制度主義経済学』ミネルヴァ書房, 2003年。
- 6) 田中正司「アダム・スミスの正義論」『横浜市立大学論叢』第26巻第1・2合併号, 1974年。
- 7) 田中正司『アダム・スミスの倫理学-『道徳感情論』と『国富論』-』下巻, 御茶の水書房, 1997年。
- 8) 田中正司『アダム・スミスの自然法学-スコットランド啓蒙と経済学の生誕-』御茶の水書房, 第2版, 2003年。
- 9) 田中正司『経済学の生誕と『法学講義』-アダム・スミスの行政原理論研究-』御茶の水書房, 2003年。
- 10) 田中秀夫『社会の学問の革新-自然法思想から社会科学へ-』ナカニシヤ出版, 2002年。
- 11) 角田猛之「A.スミスの統治論-新版“Lectures on Jurisprudence”に依拠して-」日本法哲学会編『法と言語』, 有斐閣, 1980年。
- 12) 角田猛之「アダム・スミスのJurisprudence- 若干の主要問題」『阪大法学』121号, 1982年。
- 13) 角田猛之「アダム・スミスの所有権論」『阪大法学』124号, 1982年。
- 14) 新村 聡『経済学の成立-アダム・スミスと近代自然法学-』御茶の水書房, 1994年。
- 15) 水田 洋「アダム・スミスの法学-ホーコンセンの所説にふれて-」『名城商学』37巻3号, 1987年。
- 16) 山崎 怜『アダム・スミス』研究社, 2005年。
- 17) Brown, Vivienne., *Adam Smith's Discourse: Canonicity, Commerce and Conscience*, Routledge, London and New York, 1994.
- 18) Campbell, T.D., *Adam Smith's Science of Morals*, Allen & Uniwin, London, 1971.
- 19) Campbell, T.D. and Ross, I.S., 'The Utilitarianism of Adam Smith's Policy Advice', *Journal of the History of Ideas* vol. 42, 1981.
- 20) Evensky, Jerry, 'The Role of Law in Adam Smith's Moral Philosophy: Natural Jurisprudence and Utility', in *Adam Smith and the Philosophy of Law and Economics*, Edited by Robin Paul Malloy and Jerry Evensky, Kluwer Academic Publishers, 1995.
- 21) Fitzgibbons, A., *Adam Smith's System of Liberty, Wealth, and Virtue: The Moral and Political Foundations of The Wealth of Nations*, Clarendon Press, Oxford, 1995.
- 22) Frazer, Michael L., *The Enlightenment of Sympathy: Justice and the Moral Sentiments in the Eighteenth Century and Today*, Oxford University Press, 2010.
- 23) Haakonssen, K., *The Science of A Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press, 1981. 永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳『立法者の科学-デイヴィド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学-』ミネルヴァ書房, 2001年。
- 24) Lindgren, J.R., *The Social Philosophy of Adam Smith*, Martinus Nijhoff, The Hague, Netherlands, 1973.

- 25) Smith, Craig, *Adam Smith's Political Philosophy: The invisible hand and spontaneous order*, Routledge, London and New York, 2006.
- 26) Teichgraber III, R.F., '*Free Trade*' and *Moral Philosophy: Rethinking the Sources of Adam Smith's Wealth of Nations*, Duke University Press, Durham, 1986.